**適用事業について**

短期給付係　　　　　（082）513-4957

**１　給付事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　容 |
| 医療給付 | ・組合員及び被扶養者の医療費の７割・残りの３割から2万5千円又は5万円を控除した額を附加給付等として給付 |
| 傷病手当金 | 公務によらない病気又は負傷の療養のため，勤務に服することができず，報酬の全部又は一部が支給されなくなったとき，２年間を超えない範囲で１日につき平均標準報酬日額×2/3で算出した額を給付 |
| 休業手当金 | 一定の事由による欠勤等のため報酬が支給されない場合に，欠勤する期間１日につき標準報酬日額×50/100で算出した額を給付 |
| 出産費 | ・出産費・家族出産費42万円・出産費附加金・家族出産費附加金５万円等を給付 |
| 出産手当金 | 出産により勤務に服することができず，報酬の全部又は一部が支給されない場合に，出産日の42日前（多胎妊娠は98日前）から出産日の56日後までの期間（土曜，日曜を除く）について平均標準報酬日額×2/3で算出した額を給付 |
| 育児休業手当金 | 育児休業した場合に，子の１歳の誕生日の前日（延長要件に該当する場合最長２歳の誕生日の前日）まで，１日につき次の額を給付①育児休業開始日から180日までの間，標準報酬の日額の67％②残りの期間，標準報酬の日額の50％ |
| 介護休業手当金 | 職員が介護休暇を取得したとき66日を超えない範囲で，1日につき標準報酬の日額の67％を給付 |
| 災害見舞金 | 損害の程度に応じて定められた見舞金を給付 |
| 埋葬費等 | ・本人又は被扶養者の死亡時埋葬料5万円，埋葬料付加金2万5千円を給付・災害時弔慰金給付あり |

健康管理係　　　　　（082）513-4956

**２　福祉事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　容 |
| 生活習慣病予防健診（自己負担2.5割）（※） | ・指定年齢健診30，35，37，39，41，43，45，47，49，51，53，55，57，59歳の組合員の人間ドックの実施・シニア普通ドック50歳以上で，指定年齢以外の組合員のドックの実施 |
| 器官別検診（※） | ・ドックセット型検診（脳検査・肺検査・レディース検診）・巡回検診（レディース検診）・大腸がん検診（それぞれの検診項目で個別の年齢要件あり） |
| 特定健診，保健指導（※） | 年度内に40歳以上の組合員 |
| メンタルヘルス相談 | 仕事上のストレスや人間関係，家庭問題などの相談 |
| リラクゼーションドック（※） | ストレスセミナー，カウンセリング，リラクゼーション体操など |
| こころとからだのリフレッシュセミナー（※） | メンタルヘルス・生活習慣病予防講座，体力測定，トレーニング指導など |

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　容 |
| 健康図書配付事業（※） | メンタルヘルス対策や健康維持増進のためのパンフレットの配付 |
| 健康づくり宣言事業（※） | 組合員自らが健康づくりの目標を立て，取組を行うための支援 |
| 宿泊施設利用助成 | 指定宿泊施設（72施設）に宿泊した場合の補助：組合員及びその家族1,000円／人・泊，1組合員５枚まで※　宿泊料が1,000円未満の者を除く。 |
| プロ野球観戦招待（※） | 広島東洋カープの試合観戦の招待 |
| プロサッカー観戦招待（※） | サンフレッチェ広島の試合観戦の招待 |
| 芸術文化鑑賞招待 | 芸術・文化的催物の招待 |
| ライフプラン支援（※） | 組合員のライフプランを支援するセミナーの開催 |

※　既に募集が終わっている等のため，令和４年度は利用できません。令和５年度から利用できます。

　　なお，事業の内容等は変更することがあります。

経理貸付係　　　　　（082）513-4955

**３　貸付事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　容 |
| 特別貸付け | 任期のある組合員が臨時に資金をするとき，給料月額の3/10×残任期月数（最大200万円）の範囲で貸付け |
| 高額医療貸付け | 高額療養費の支給対象となる療養を受けるため組合員が資金を必要とする場合，高額療養費相当額を貸付け |
| 出産貸付け | 出産費又は家族出産費の支給対象となる出産（直接支払制度の適用を受ける出産を除く。）に係る資金を必要とする場合，出産費又は家族出産費相当額を貸付け |